

那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場のもとで、その健全育成を図るものです。

事業実施における設備及び運営についての基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定める必要があります。

従うべき基準	従事する者及び職員数
参酌すべき基準	上記以外の事項

項目	国 基 準	従・参	那珂川町基準（案）
従事する者 （職員の資格）	放課後児童支援員は、保育士・社会福祉士・教諭等の資格を有する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者とする。 ※経過措置あり。 （平成32年3月31日まででに終了することを予定している者を含む）	従	国基準のとおり
職員数	支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 （ただし、20名未満の事業所であって、支援員又は補助員が同一敷地内にある他の事業所に従事している場合は可。）	従	//
児童集団の規模（支援の単位）	一の支援の単位は、おおむね40人以下とする。 児童数がおおむね40人を超える事業所については、複数の事業所に分割して運営することや、1つの事業所の中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努める。 児童数は、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉える。	参	国基準のとおりとするが、経過措置を設ける。
施設・設備	児童1人につき、おおむね1.65㎡以上とする。	参	国基準のとおりとするが、経過措置を設ける

